

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 平成28年9月9日（金）午後2時～午後4時

場 所 福島地方裁判所裁判員候補者待合室（3階）

出席者 司会者 秋 山 敬（福島地方裁判所長）

法曹出席者 宮 田 祥 次（福島地方裁判所判事）

川 村 政 史（福島地方検察庁検事）

松 川 義 行（福島県弁護士会郡山支部弁護士）

裁判員経験者 3人（2番，4番，5番（1番，3番欠席））

出席報道機関 福島民報，福島民友，テレビュー福島

### 本意見交換会の趣旨説明等

#### 司会者

ただ今から，裁判員経験者の意見交換会を始めます。福島地裁所長の秋山です。本日の司会進行を務めます。よろしくお願ひいたします。裁判員経験者の皆様には，お忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。

裁判員裁判は平成21年に始まり，7年が経過しました。この間，皆様の御理解と御協力によりまして，おおむね順調に運営されてまいりました。もちろん，問題点もあるわけですので，それらの問題点について改善し，更に良い制度となるよう努力していかなければならないと思っております。

今回は，福島地裁で行われた裁判員裁判に参加された皆様にお集まりいただき，率直な御意見や御感想を伺い，今後の裁判員裁判の運営に活かしていこうと思ひます。

本日は，5名の裁判員経験者の方においでいただく予定だったのですが，残念ながら，経験者1番と3番の方がやむを得ない事情で欠席するとのことでした。したがって，3名の方から御意見を伺うこととなります。裁判員裁判を良くしていくためという趣旨を御理解いただき，どうか率直な御意見をお聞かせください。

法律家の側からは，実際に裁判員裁判に携わっている裁判官，検察官，弁護士が出席しております。裁判員裁判に参加したとき，あるいはその前後で，疑問に思っ

ていたことがあれば、この機会に質問をなさってください。また、法律家の側から質問させていただくこともあるかと思えます。そのほか裁判員裁判に興味をお持ちの弁護士の方々も多数傍聴されております。

また、本日は、報道機関の方も傍聴しております。経験者の皆様の率直な御意見や御感想を、報道等を通じて、今後裁判員に選任されるかもしれない県民の皆様に広く伝えていただくことも重要であると考えます。

それではよろしく願いいたします。時間は午後4時までの2時間を予定しております。

## 自己紹介等

### 司会者

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

まず、裁判所の出席者からお願いします。

### 宮田判事

福島地方裁判所刑事部長の宮田と申します。今年の4月に着任しました。裁判員裁判は仙台、東京で担当しましたので、この福島で3か所目となります。それぞれの勤務地で裁判員の方と議論をしてきました。今後、より良い裁判員裁判になるようにしたいと考えておりますので、本日はよろしくお願いします。

### 司会者

検察庁の出席者からお願いします。

### 川村検事

福島地方検察庁の川村と申します。私も今年の4月に着任しました。本日は忌憚のない御意見をいただき、それを今後の執務の参考にしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

### 司会者

弁護士会の出席者からお願いします。

### 松川弁護士

弁護士の松川と申します。弁護士となって9年目です。これまで裁判員裁判は4件担当しました。本日は有意義な意見交換会になることを願っております。

### 司会者

これから、経験者の皆様の御意見、御感想を伺うわけですが、お聞きしたいことについては、既にお届けしてあります。

もう一度確認しますと、まず、皆様が参加された裁判員裁判がどのような事件だったのかを簡単に御紹介いただき、これについての一般的な感想や印象などをお話いただければ、と思います。次に、法廷での審理に関して気づかれたこと、評議に関して気づかれたこと、裁判員となったことで負担に感じられたこと、いわゆる守秘義務に関することについてお聞きし、最後に、今後の裁判員裁判への要望などをお聞きしたいと思います。

それでは、皆様に御感想を伺う前に、約1分間で簡単に、裁判員裁判の手続の流れを振り返っておきたいと思いますので、画面を御覧ください。

裁判員候補者の皆様に裁判所においでいただき選任手続を経て、裁判員又は補充裁判員になった方は法廷での審理に臨み、評議し、判決に至るわけです。

裁判員選任は、最初に説明をし、裁判長から質問をし、抽選で裁判員を選任し、必要な事項を説明した上で、宣誓をしていただきました。

そして、いよいよ法廷に入りますと、起訴状朗読から始まり、検察官と弁護人が冒頭陳述といって、証拠で証明しようとする事実を説明した上で、証拠の取調べがなされます。これは大きく分けて、書類の朗読を聞き、写真や図面を見ることと、証人や被告人が供述するのを聞くことの二つがあります。そして、最後に検察官が論告求刑、弁護人が弁論、被告人が最終陳述をして結審します。

結審後は、評議を行い、結論がまとまれば、裁判官が判決書原稿を作成し、これを裁判員の皆様とともに確認して、判決宣告となるわけです。

こういったことを思い出しながら、皆様が参加された裁判員裁判の事件のことについて、御記憶の範囲で結構ですので、簡単に説明をお願いします。

では、番号順をお願いします。なお、具体的な人の名前や地名などはおっしゃらなくて結構です。

## **裁判員経験者 2 番**

私が担当したのは、男女間のトラブルから放火をしたという現住建造物等放火と、脅迫状を送りつけたという脅迫の事案です。男女間のもつれが行き着くところまで行くと最悪のケースに至ると感じました。

## **司会者**

裁判官，検察官，弁護士，被告人を初めて見たと思いますが，どのような感想を持ちましたか。

**裁判員経験者 2 番**

初めてのことで私も緊張していましたが，裁判官がいろいろとアドバイスをしてくれたので，頭の中で整理をしながら審理に加わることができたかなと思います。

**裁判員経験者 4 番**

私が担当したのは，嫁が義父をハンマーで殴って殺害したという殺人の事案です。

**司会者**

法廷では医学用語などが出てきませんでしたか。

**裁判員経験者 4 番**

確かに出てはきましたが，裁判長からいろいろと教えてもらいました。

**裁判員経験者 5 番**

私が担当したのは，福島市内の繁華街で女性を襲ったという強姦致傷の事案です。場所が場所だけにこんなところでこんなことをする人がいるのだというのが率直な感想です。

**司会者**

法廷ではいろいろな人が証言をしたと思いますが，その点はどうでしたか。

**裁判員経験者 5 番**

被害者の家族や加害者の家族など，いろいろな人が証言をしました。また，事案が事案だけに，別室で行っている証言の映像を見たりもしました。

**司会者**

予定より早く進んだようですが，その辺はいかがですか。

**裁判員経験者 5 番**

多少の考えの違いはありましたが，大きな違いがなかったからだと思います。

**司会者**

裁判員裁判の開始に当たって長めの休暇を取る必要があったと思いますが，その点はいかがでしたか。

**裁判員経験者 5 番**

私は自営業なので休暇は取りやすかったのですが，会社勤めの人はどうだったのかなと思います。

## 司会者

以上を踏まえ、最初に聞きたい点ですが、裁判員に選ばれる前と裁判員裁判を経験した後では気持ちに変化がありましたでしょうか。また、裁判員裁判に参加したことによって、裁判や犯罪、刑罰についての見方が変わりましたでしょうか。また番号順にお願いします。

## 裁判員経験者 2 番

裁判員をやる前は事件のことを見聞きしても他人事でしたが、裁判員をやっからは関心を持つようになりました。

## 司会者

裁判報道に接する際、気持ちに変化などがありますか。

## 裁判員経験者 2 番

裁判員を経験すると事件のことが身近に感じるようになりました。被告人の関係者が裁判員に接触したという事案がありましたが、自分自身はそのようなことがなくてほっとしています。

## 裁判員経験者 4 番

裁判は法律家がやればよいと考えていました。裁判員をしていたときは、罪の大きさを判断するといった責任の大きさを感じました。

## 司会者

裁判報道を見て感じ方が変わったことはありますか。

## 裁判員経験者 4 番

自分のことのように考える当事者感が生まれたように思います。

## 裁判員経験者 5 番

人が人を裁くのは限界があると思っていますので、法律家だけでなく、できるだけ多くの目線を増やした方が良いと思います。特に重大事件の場合には、目線を増やすことには意義があると思います。ただ、それでも限界はあるとは思っています。

## 司会者

法律家の側で変わったことなどはありますか。

## 宮田判事

5 番の方からお話があったように、いろいろなバックグラウンドを持った方が議論をしたりすることは必要であると思います。評議でも議論に厚みが出ていること

は日々実感しているところです。

#### 川村検事

検察官の仕事はある程度経験すると、こういう事件はこうだろうという考えが経験上、出てきてしまいます。そのところは、検察庁内部でも決裁手続を経るとか同僚と意見交換をするなどしていますが、限られた範囲になっていることは否めません。5番の方のお話にあったように、広い範囲の方々からの意見を取り入れることも必要であると思います。

#### 松川弁護士

主張を分かってもらえるよう分かりやすく説明をする努力をしていかなければならないと考えています。刑を軽くする事情の主張をする際、裁判員裁判が実施されてからは、なぜこの事情が刑を軽くする事情に該当するのかなどを真剣に考えるようになりました。

### 法廷での審理についての感想・意見

#### 司会者

それでは、法廷での審理についての御感想や御意見を伺いたいと思います。まず、裁判の最初の部分ですが、実際の証拠調べの前に、起訴状朗読から始まって、検察官と弁護人が「これからこういう事実を立証します」ということを説明したり、裁判長が公判前に整理した結果を報告したりする部分があるのですが、この点についてはどうでしょうか。

#### 裁判員経験者2番

裁判長から裁判の流れを説明してもらったので、ある程度は流れをつかめました。

#### 司会者

2番の方の場合、数か所の放火の事案でしたが、検察官や弁護人の事前の説明で、その点は分かっていたか。それとも、証拠調べに入ってから分かったのですか。

#### 裁判員経験者2番

ある程度は事前の話の中で分かりましたし、あとの説明でより深く分かったという面もあります。細かい点は別にして、だいたいは理解できました。

#### 司会者

検察官と弁護人で見方が違うなと感じたことはありますか。

#### 裁判員経験者2番

検察官は被害者を中心に、弁護人は被告人を中心にそれぞれ見ており、その中でお互いが配慮できる部分は配慮していると感じました。

#### 裁判員経験者 4 番

検察官からも弁護人からも、あまり白熱した議論はありませんでした。裁判員に対するアピールも少なかったです。

#### 司会者

どのような点をアピールしてもらえれば良かったですか。

#### 裁判員経験者 4 番

検察官は悪質性のアピールをし、弁護人はやむを得ないという情状面でのアピールしかなかったように思います。

#### 裁判員経験者 5 番

全員初めての経験なので、何かに例えて説明する方が分かりやすい面もあったと思います。

#### 司会者

4 番、5 番の方は、午前中に選任手続をして午後から審理に入りましたが、その点はどうでしたか。

#### 裁判員経験者 4 番

選ばれる確率は低いので、いきなり選ばれて困惑しました。審理が始まるまでの短い間は、携帯電話を使ってニュースを読むなどして予習をしました。

#### 裁判員経験者 5 番

午前中に選任手続をして午後からの審理はきついなと思います。仕事に就いている人の負担を考えると、せめて、1日くらい空けてもいいかなと思います。

#### 司会者

2 番の方は、翌週来てくださいと言われたのですか。

#### 裁判員経験者 2 番

私は金曜日に選任され、休日を挟んで次の週からでしたので、ある程度心の整理ができたと思います。

#### 宮田判事

裁判員が始まった当初は、午前選任、午後審理というのが多かったですが、現在、私が関与している事件では、基本的には、選任手続を午後行い、日を置いてから審

理が始まるという形を取らせてもらっています。選任手続では、自分が選任されると思っていない方が多いことから、日を置くことで余裕を持って職場と休暇の調整をしていただく方が良いだろうということもあります。また、いきなり本番で法廷に入らせていただくのではなく、緊張を解くための準備として、法廷を見学し、椅子に座っていただくなどしています。

#### **川村検事**

その辺りは裁判所の仕切りになるところですが、裁判員の方は、事件や法廷の状況なども分からないでしょうから、どう柔らかく入っていただくかは重要だと思います。

#### **松川弁護士**

その点は、弁護活動において考えたことはありませんでしたが、突然選任されることになるので、審理までは少し時間を置いた方が良いのかなと感じました。

#### **司会者**

次に、証拠調べに入ります。供述調書の朗読は分かりやすかったですでしょうか。

#### **裁判員経験者 2 番**

事前に裁判長から話も聞いていたので、朗読を聞いてある程度理解できました。聞きながらメモも取りました。

#### **裁判員経験者 4 番**

モニターに文章が表示された記憶があります。文字を読みながら、話しておられるのを聞くのは、分かりやすかったです。

#### **裁判員経験者 5 番**

ふむふむという感じで聞いていました。

#### **川村検事**

モニターの表示が分かりやすかったという御意見は非常にありがたいです。口頭だけで読み上げると、通過していだけで残らないので、なるべく目と耳を一緒に動かしていただくと理解につながるのかなと思っています。今後も改善する余地があるのではないかと思います。

#### **松川弁護士**

読み上げるだけでなく、例えば、示談書なども書画カメラなどでディスプレイに表示したりしていきたいと思います。

## 司会者

裁判所として何か工夫している点はありますか。

## 宮田判事

メリハリのある審理にするために、情報量が余り多くなならないよう絞っていただいています。書証を使うのは争いのない事実ですので、そういう点はスリムにいただいています。また、法廷に入る前や、法廷の壇上でも、裁判員の方には、「何かあったら言ってください。」とお伝えし、気を配りながら進行しています。

## 司会者

検察官や弁護士の朗読の仕方についてはいかがでしたか。

## 裁判員経験者 2 番

普通でした。早過ぎもせず、聴き取ることができました。

## 裁判員経験者 4 番

少し早口だったように思います。また、甲とか乙などというのは分かりづらいので、もう少し分かりやすく言っていただければなと思いました。

## 裁判員経験者 5 番

もっと滑舌よく、はっきり話していただきたかったです。普通のトーンで淡々と話されるので、もっとはっきり大きな声で話されるといいのかなと思いました。テレビドラマなどで見ているイメージと違うなという印象でした。

## 司会者

法廷で写真や図面を見ることがあったと思います。写真や図面の使い方はどうだったでしょうか。

## 裁判員経験者 2 番

言葉だけでなく、写真や図面を見ることによって、火災現場の状況などを、より具体的に理解することができました。

## 裁判員経験者 4 番

私は、頭部に穴が開いている写真を見ました。私は違和感なく見ることができましたが、女性の裁判員の方の中には、きついと言っている方もいました。ただ、あいった写真があるからイメージも湧きますし、分かりやすいと思います。

## 裁判員経験者 5 番

私は、擦過傷の跡や痣などの写真を見ました。イメージを掴むために写真を見せ

る必要はあると思います。私は大丈夫でしたが、弱い人もいると思うので、例えば、希望しない人には見せなくてもよいなどという配慮が、多少あっても良いのかなと思います。

#### **裁判員経験者 4 番**

私も、頭が陥没している写真を見たことはありませんでしたし、一般的にはきついなと思いますが、見ないと、どれだけ犯行が凶悪だったかということが分からないと思います。裁判員を選ぶ段階で、「こういう事件で、こういった写真が出ます。」ということを説明しておいた方が良いと思います。

#### **川村検事**

個人的見解かもしれませんが、検察官としては、事実を認識していただいて、それに見合った刑罰を決めていただきたいので、事実に近いものをきちっと見ていただきたいと思っています。他方、もちろん、裁判員裁判の枠で決めてもらうことですから、配慮していくのは当然だと思います。一律にどうだというのは言えませんが、個別具体的な事件に応じて、きちっとした立証と裁判員への配慮を調和させるような工夫をしていきたいと思っています。

#### **松川弁護士**

どうしても必要なものも確かにあるのかもしれませんが、弁護側としては、あまりセンセーショナルな写真は、裁判員への影響や負担を考え、なるべく厳選していただくように働きかけるスタンスを取っています。

#### **宮田判事**

裁判員裁判では、法廷でどのような証拠を取り調べるか、事前に法曹三者で検討する機会があります。なぜその写真を示す必要があるのかをきちんと議論した上で、その写真でなければならないのか、白黒ではどうか、イラストではどうか、などを議論し、事案に応じてどういうものを見せるのかを決めていきます。その上で、選任手続の中で、きちんと「遺体のイラストが取り調べられます。」などと示して、不安を感じる方については個別にお話を伺い、確認させていただいています。実際に取り調べるに当たっては、いきなりそういった写真が出ると衝撃を与えますので、当事者をお願いして、「これからこういったものが出ます。」と予告していただいた上で出していただくようにしています。

#### **司会者**

4番の方は、その写真は、いきなり示されたのでしょうか。

**裁判員経験者4番**

法廷に入る前に、裁判官から、「陥没している部分の写真が出ます。心してください。」というお話があったので、ある程度は気持ちの準備ができました。私はもう一度同じようなものを見ても大丈夫ですが、そうでない方もいると思います。

**司会者**

ディスプレイについてですが、法廷に大きなディスプレイと、目の前に二人に一つ小さなディスプレイがあったと思います。どちらを見ましたか。どちらが見やすかったのでしょうか。

**裁判員経験者2番**

私は、大きな方を見ていました。見にくいものは目の前のものを見ました。

**裁判員経験者4番**

私は目の前のものを見ていました。大きなものも見ました。

**裁判員経験者5番**

私はだいたい目の前のものを見ていました。

**司会者**

証人尋問や被告人質問について伺います。印象や感想、御意見などありましたら、お願いします。

**裁判員経験者2番**

休憩時間に、裁判官と裁判員で、どういう質問や疑問があるかを話し合った上で臨むことができたので良かったです。裁判員から直接質問してもよいとのことでしたが、私は、聞きたいことは裁判長に聞いてもらいました。

**裁判員経験者4番**

私が担当したのは、嫁が義父を殺したという事件でしたが、被告人の夫が情状証人として出ただけで、被害者側の目線に立つ人がいなくて異様な感じはしました。

**司会者**

義父の立場で証言する人がいれば良かったということですか。

**裁判員経験者4番**

全体的にそういう空気でした。検察側も、余り被告人を責めないという雰囲気でした。被害者側で、何らかの訴えをしてくれる人がいれば分かりやすかったと思っ

ます。

**司会者**

近所の住民の供述調書などは出てきていなかったでしょうか。

**裁判員経験者 4 番**

あったかもしれませんが、余りよく覚えていません。証人として出てきてもらって、例えば、殺された方がどういう人だったか、どういう親子関係だったかなどという話をしてもらえれば良かったと思います。

**裁判員経験者 5 番**

被害者の母親と被告人の母親が証言しました。被告人の母親は、刑務所から出てきた後もきちんとケアをすると法廷で話していましたが、逆効果になりかねないという印象を受けました。

**司会者**

被害者側の証人尋問と被告人側の証人尋問が同じ日に行われたようですが、気持ちの切り替えはできましたか。また、医師の尋問で専門用語が分からないということとはなかったでしょうか。

**裁判員経験者 4 番**

気持ちの切り替えは大丈夫でした。片方に偏ることなく、フラットに聞くことができました。医師の説明も難しいということはありませんでした。

**司会者**

尋問の際、メモは取りましたか。

**裁判員経験者 2 番**

ポイントとなる点について、メモを取りました。

**裁判員経験者 4 番**

いただいた資料が十分なものでしたので、メモは取りませんでした。

**裁判員経験者 5 番**

余り書いた記憶はありません。

**川村検事**

見ていただいて、率直な心証を取っていただくのが大事だと思っています。冒頭陳述のメモの内容が確認できるかどうかを見ていただくのが良いのかなと思います。

### 松川弁護士

達成できているかどうかは分かりませんが、メモを取っていただかなくても、すんなり頭に入る尋問を目指しています。

### 宮田判事

裁判員の方には、「メモを取っていただいても取らなくても結構です。当事者の皆さんは、裁判員の方が分かるようにやっていただければと思います。」という話をしています。メモを取った方が理解しやすいという方もいますので、裁判員の判断に任せています。

### 司会者

質問してみたい事項があった場合、御自分で質問しましたか。

### 裁判員経験者4番

裁判長に、こういう質問をしたいと話をしたところ、どんどん質問してくださいということでしたので、質問をしました。

### 裁判員経験者5番

私は質問しませんでした。

### 宮田判事

質問をする前に、「今までのところでどうですか。」という話をしていると思います。裁判官、裁判員9人の中で、誤解や疑問があるといけないので、疑問があれば聞いた方が良くと思います。御自分でうまく聞けないというときは、裁判官が聞くことになると思います。

### 司会者

検察官、弁護士は、裁判員が直接質問をするということをどういうふうに受け止めていますか。

### 川村検事

検察官としては、我々が聞きたいことを我々が質問して、その答えを裁判員の皆さんに認識していただきたいと思っています。ただ、裁判員からも質問していただければ、そういうところも見ているのだということが分かりますので、それを論告のときに工夫することが必要になる場面も出てくると思います。

### 松川弁護士

裁判員の方がどういう質問をされるのかということは固唾をのんで見えています。

弁護活動の参考になりますので、積極的にしていただけると良いと思っています。

#### 司会者

先ほど、被告人寄りの証人しかいなかったという意見がありました。検察官としては、証人の立て方についてはどうお考えですか。

#### 川村検事

非常に難しいところはありますが、直接話を聞く機会を作っていった方がより理解は深まると思います。ただ、検察側、被害者側、被告人側、ときれいに切り分けができる事件ばかりではありませんし、検察官の感覚としては、被告人がどんなことをやったのか、というところがベースになります。そのための立証をしていくことになりますので、目の前の供述も大事ですが、一步引いたところで御理解いただければと思います。もちろん、裁判員の方々に理解していただくために、尋問を通じた積極的なやり方も工夫していかなければならないと思います。

#### 司会者

全体として審理の時間配分についてはいかがでしたか。

#### 裁判員経験者 2 番

その日の流れや日程を詳しく説明していただき、心構えができました。特に長かったとは思いませんでした。

#### 裁判員経験者 4 番

2 番の方と同じです。休憩も書いてありましたが、休憩時間に裁判員と裁判に関係している人が喫煙所で会ってしまい、ちょっと問題になりました。その方を裁判員から外すとかという議論になったのです。裁判員と裁判員以外の来庁者の方との壁というか、そこをきっちり分けてもらいたいと思いました。

#### 裁判員経験者 5 番

多少早く終わったので、悪い感じはしませんでした。進行に関する説明をしなくても記憶があります。午後 5 時ちょっと前には終わっていました。

#### 司会者

裁判員と裁判員以外の来庁者の方が接触したというのは喫煙所ですか。トイレは裁判員以外の来庁者の方とは別ですね。

#### 裁判員経験者 4 番

トイレは別でした。ただ、喫煙所や自動販売機で出会ってしまったとのこと。

事件に関する話はしていないようで、雑談程度だったと聞いています。

**司会者**

トイレ休憩や飲み物、食事を摂る必要があるので、どこかに出てしまうこともあるのでしょうか。

**裁判員経験者 4 番**

裁判員の方にもいろいろな方がいらっしゃるの、誰かとしゃべりたいとか、タバコを吸いたいとかで出て行ってしまったようです。

**司会者**

皆さんお昼はお弁当でしたか。飲み物やお菓子も準備されていたと思いますが。

**裁判員経験者 5 番**

冬だったので、準備されていた飲み物を飲んでいました。

#### 評議についての感想・意見

**司会者**

法廷での審理が終わりますと、評議に入るわけですが、評議についての感想をお願いいたします。もちろん、評議の秘密ということもありますので、ごく一般的な感想で結構です。

**裁判員経験者 2 番**

皆さんが意見を一通り言って、最終的に決めました。自分の思いを言えたと思います。

**裁判員経験者 4 番**

ニュースを見ていると、検察官の求刑を下回る判決が多い印象ですが、裁判員の良いところは、殺人事件に対して非常に思いを持っているところだと思います。人を殺して何年という目安にとらわれない判決が出たと思います。

**裁判員経験者 5 番**

強姦致傷事件でしたが、被害者の母親の側に立って考えることができ、母親と目線が意外と結構合っていたと思います。一般常識の感覚というか、それほど違いはありませんでした。

**司会者**

量刑の話をする前に、執行猶予とか保護観察といった制度に関する知識は必要だと思いますが、裁判官からの説明はいかがでしたか。

#### **裁判員経験者 2 番**

裁判官から説明があり，分かりやすかったです。

#### **裁判員経験者 4 番**

ある程度は分かっていたのですが，被告人が留置されてから 1 年程度経過していたので，その分を刑から引かれるといった点について，もう少し詳しく説明があると良かったのではないかと思います。

#### **裁判員経験者 5 番**

強姦と強姦致傷の違いを説明されていました。分かりづらい点はありませんでした。

#### **宮田判事**

全員で結論を出す前提としての知識をきちんと理解してもらう必要があります。いきなり評議の場からでは遅いと考えていますので，審理の段階から話をさせてもらっています。皆さんが気に掛かる箇所は経験上分かっていますので，そこをきちんとお話するようにしています。例えば，量刑のグラフを見て，過去の事例集積の意味とかもお伝えしたりしています。未決勾留についても，きちんと説明していきたいと思います。

#### **司会者**

検察官，弁護士として制度の説明についてはいかがですか。あるいは裁判長に望むこととか。

#### **川村検事**

対象事案には実刑相当の事案が多いので，正しい求刑をしているつもりです。裁判員の方に市民感覚で議論をしていただくのは非常にありがたいと思っています。

#### **松川弁護士**

評議を見ることはできないので分かりませんが，想像しながら弁護活動を組み立てて活動をしていることが多いかと思います。

#### **司会者**

量刑検索システムを御覧になったと思いますが，グラフはすぐ使えましたか。

#### **裁判員経験者 2 番**

私が参加した事件は男女間のトラブルが元になったものですが，加害者に対して刑が重過ぎてもいけないと思いました。グラフを使うことに抵抗はありませんでした。

た。

**裁判員経験者 4 番**

過去のもの一応参考にさせてもらいましたが、過去の前例よりは、現在の審理だと思いました。

**裁判員経験者 5 番**

見やすいのは、目で理解が進むと思います。

**司会者**

評議の時間配分についてはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2 番**

自分の意見が言えたので、納得できていると思います。

**裁判員経験者 4 番**

少し時間がオーバーし、午後 6 時まで掛かったことがありましたが、良い議論ができました。前例にとらわれずに良かったと思います。

**裁判員経験者 5 番**

一人一人思っていたことが言えたと思います。時間配分に困ったことはありませんでした。

**裁判員裁判に参加したことに伴う負担について**

**司会者**

裁判員として参加されて負担を感じたことはありませんでしたでしょうか。

**裁判員経験者 2 番**

裁判員をやっている間は、帰宅しても緊張感が取れませんでした。

**司会者**

その後、職場や家庭で裁判員の感想を聞かれましたか。

**裁判員経験者 2 番**

責任感が大事だし、必要だと家族には話をしました。

**裁判員経験者 4 番**

自分は自営業なので、家族も分かってくれていましたし、内容が内容だったので事件の話は一切しませんでした。

**裁判員経験者 5 番**

負担感は特にありませんでした。

## 司会者

負担が少なくなるような改善すべき点はありましたでしょうか。

## 裁判員経験者 2 番

裁判官からなるべく負担を掛けないように配慮していただき良かったと思います。

## 裁判員経験者 4 番

裁判員として会社を休む前に、裁判所から会社に書類を発行してもらえれば、休暇を取得しやすいと思いました。

## 裁判員経験者 5 番

強姦致傷と殺人では負担感が違うと思いますので、日当を考慮しても良いのではないのでしょうか。

## 裁判員経験者 4 番

自分は自営業なので、1週間でも負担感はありませんが、会社勤めの方は辛いのではないのでしょうか。

## 裁判員経験者 5 番

長くなると負担になると思うが、一律には言えないと思います。

## 司会者

裁判官において、負担についてこういう点を考慮しているというのがありますか。

## 宮田判事

裁判員の皆様が責任感を強く持つておられるというのは理解しています。責任感や負担を感じるとお思いますので、体調の関係で何かありましたら遠慮なく言ってくださいとお伝えしています。そこで辛い思いをしなくとも補充の方もいますからと申し上げ、重圧を軽減する方向での話をしています。体調が悪そうな方がいらっしゃれば様子をお伺いするなど、合議を組んでいる裁判官も裁判所の職員も、裁判員の皆様の様子に注意を払わせていただいているところです。また、喫煙所は、今はもう裁判員以外の来庁者の方が来ない所を御案内しております。仮に喫煙所やトイレ等で裁判員以外の来庁者の方から話し掛けられた場合には、すぐに職員に話をしてくださいとお伝えしており、なるべくそのようなことがないように注意しています。

## 守秘義務について

#### 司会者

守秘義務の点について伺います。

#### 裁判員経験者 2 番

自分は公務員だったので、守秘義務については身に付けていました。

#### 裁判員経験者 4 番

守秘義務のことを考えると自然と口も開かなくなりました。

#### 裁判員経験者 5 番

あまりぺらぺらということでもないので、負担には感じませんでした。

#### 司会者

守秘義務について、緩くしても良いとか、今のままで良いといった意見はいかがでしょうか。

#### 裁判員経験者 2 番

今のままで良いと思います。

#### 裁判員経験者 4 番

裁判所に午前中に呼ばれて、その日の午後スタートとなると、もう少し守秘義務について説明があった方が良くと思いました。

#### 裁判員経験者 5 番

個人が特定されてなければよいと思っています。どこまでなら話してよいのか迷う人もいると思います。守秘義務の説明時に資料があると良かったと思いました。

#### 宮田判事

守秘義務の説明については、ざっくりと、評議室の中のことは自由な評議のために言わないでくださいと申し上げています。

#### 法律家からの感想

#### 司会者

いよいよまとめに入りたいと思います。経験者の皆様には、最後にお一人ずつ本日の意見交換会の感想、あるいは、今後の裁判員裁判への要望、将来裁判員になるかもしれない県民の皆様にご挨拶をお話しいただきたいと思っておりますが、その前に本日出席された法律家の方から一言ずつ感想をお聞かせいただくとともに、報道機関の皆様からも質問があれば質問を出していただきたいと思います。まずは法律家の方からお願いします。

## 宮田判事

今日は貴重な御意見，御感想をいただいたとっております。事件をやっている間は法廷や評議室では一緒に行動させていただいているのですが，その後，どのような感想や御意見があるのかというのは，こういう機会でもなければお伺いできないので，今日は非常に参考になりました。今後に活かしていきたいと思えます。また候補者となられましたら，辞退されずに選任手続にお出でいただければと思えます。どうもありがとうございました。

## 川村検事

非常に参考になりました。検察庁としても裁判員制度は大変な問題だと捉えていましたが，大きな目で見れば割とうまくいっていると思えました。裁判員の皆様には常識的に判断していただいているなど感じました。直接法廷で話を聞いた方が分かりやすいという点について，検察庁としても変えるべきところは変えていかなければならないと思っております。

## 松川弁護士

本日は忌憚のない御意見を伺うことができ，ありがとうございました。いろいろと御意見をいただきましたので，今後の弁護活動に活かしていきたいと思えます。

## 報道機関からの質問

### 司会者

では，報道機関の皆様から御質問はありますでしょうか。

### 福島民友新聞

写真や図面を使った審理について，負担に感じる人がいるかもしれないとのことでしたが，4番の方でしたか，被害者の写真を見た女性の裁判員の方は審理に臨むことができたのでしょうか。

### 裁判員経験者4番

少し嫌悪感をお持ちになったようですが，最後まで責任感を持って臨んでいました。

### 福島民友新聞

具体的にはどのような配慮があれば良かったと思えますか。

### 裁判員経験者4番

選任の時点で本人が納得するよう説明をすべきだったと思えます。

## これから裁判員をすることになる人へのメッセージ

### 司会者

では、最後に経験者の皆様から一言ずつ、本日の感想とともに裁判員裁判への要望や、将来、裁判員になる人たちへのメッセージをお願いしたいと思います。

### 裁判員経験者 2 番

今回は貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。みんなが参加できるよう、例えば、高校生を対象に説明するなどしておく、ある程度知識を持っていると参加しやすくなると思いますし、選任されたときに役に立つと思います。

### 裁判員経験者 4 番

裁判員制度については、私はずっと法律の専門家がやれば良いと思っていましたが、自分が参加させていただくと、一般人の思いが反映されて判決となって、やらせていただいて良かったと思っています。

### 裁判員経験者 5 番

新聞などの裁判員経験者の感想として、経験する前は抵抗があったけど、経験してみたら有意義だったという記事がありました。私も経験してみてそう思いました。裁判員裁判になる事件は常識から逸脱した事件が多いので、一般人は中々触れる機会がないと思います。この制度が成熟した制度になっていけば良いと感じています。経験者の「やって良かった。」という声は、もうちょっとPRしても良いのではないのでしょうか。あと、先ほども言いましたが、日当は裁判員の報酬というより負担軽減のためにあるべきものと考えますので、もう少し考慮していただければと思います。

### 司会者

今日は貴重な御意見をありがとうございました。以上で本日の意見交換会を終了いたします。

以 上